

四日市市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 7 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 8 2 号

四日市市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

四日市市職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年四日市市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（育児短時間勤務等に係る辞令の交付） 第 1 2 条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令式規程別表の規定による辞令を交付するものとする。ただし、<u>第 1 号及び第 3 号に掲げる場合において、失効し、又は取り消される育児短時間勤務の 1 週間当たりの勤務時間及び承認に係る期間の末日（当該育児短時間勤務が延長されている場合にあつては、延長された期間の末日）が、引き続いて承認される育児短時間勤務の 1 週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一であるとき並びに第 6 号に掲げる場合において、任命権者が辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に替えることができる。</u> (1)から(6)まで （略）	（育児短時間勤務等に係る辞令の交付） 第 1 2 条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令式規程別表の規定による辞令を交付するものとする。ただし、第 6 号に掲げる場合において、任命権者が辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に替えることができる。 (1)から(6)まで （略）

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(総務部人事課)